

離婚届



- 離婚届
- 届出人の本人確認書類
(免許証など)



- 当事者間に離婚の意思の合致がある「協議離婚」と裁判所による「調停(裁判)離婚」があります。
- 協議離婚の場合、離婚届用紙に夫妻の署名と証人(成人2人)の署名が必要です。
- お子さんが未成年のときは、夫妻の一方を親権者と決めてください。
- 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または、審判、判決の確定した日から10日以内に届け出が必要です。
- **本籍地が浜中町で無い場合は、戸籍謄本が必要となります。事前にご準備ください。**

離婚届に関わる手続き

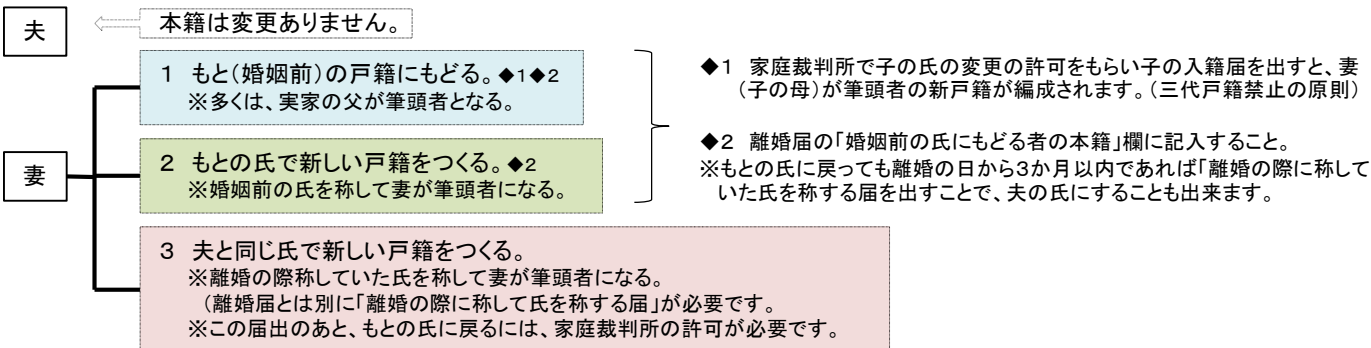
当てはまる手続きをご確認ください。(印鑑、本人確認書類を持参してください。)

項目	手続き	必要書類など	受付	☎	
住所・戸籍	住所が変わる方	住所異動届(転入・転出・転居)	住民環境課 戸籍住民係	0153-62-2184	
	前配偶者と同居中で、生計を別している方	世帯分離届			本人確認書類
	姓が変わる方で、マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更			マイナンバーカード、住民基本台帳カード、本人確認書類
	離婚後も婚姻中の姓を称したい方	離婚の際に称していた氏を称する届(戸77条の2の届)			届書 ※詳しくは裏面下段をご覧ください。
	お子さんの戸籍について 	離婚してもお子さんの戸籍に変動はありません。お子さんの氏を変えるには、入籍届(家裁許可)、養子縁組等がありますので、窓口にご相談ください。			
	印鑑登録をしている方	姓が変わる方で、旧姓の印鑑登録は廃止になります。			
	電子証明書について	氏名が変更すると、自動的に失効します。			
保険・年金	国民健康保険に加入している方 後期高齢者医療制度に加入している方(保険証の記載内容に変更があるとき)	新しい保険証を交付します。	現在の保険証、印鑑	0153-62-2187	
	配偶者の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入、国民年金の加入 ※資格喪失から14日以内	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書、印鑑		
	姓が変わる方、世帯構成に変更がある方で各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更	限度額適用認定証など、印鑑		
	年金を受給している方	年金の氏名変更	年金証書、印鑑		
子ども	子ども医療費受給者証をお持ちの方(0歳~高校生)	子ども医療費助成の受給者証の喪失	受給者証、印鑑	健康福祉課 児童福祉係 0153-62-2207	
	ひとり親家庭等のご相談 	ひとり親家庭等医療費助成の申請	印鑑		
		児童扶養手当の認定請求	受付窓口でご相談ください。		

	項目	手続き	必要書類など	受付	☎
子ども	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブの入会	印鑑	健康福祉課 児童福祉係	0153-62-2207
	児童手当を受給していて、受給者が変わる方(0歳~中学生)	児童手当の受給者変更	請求者の通帳、健康保険証、印鑑		
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	請求者の通帳、健康保険証、印鑑	健康福祉課 社会福祉係	0153-62-2305
	重度心身障がい者の医療費受給資格証をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	受給者証、印鑑	保険課 保険年金係	0153-62-2187
	保育所に入所を希望する方	保育所の入所相談	受付窓口でご相談ください。	保育業務係 (霧多布保育所内)	0153-62-2629
	保育所に入所しているお子さんが居る方	住所・氏名変更など	受付窓口でご相談ください。		
	小中学生のお子さんが出て、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	受付窓口でご相談ください。	教育委員会 管理課 学校教育係	0153-62-2383
高齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更	介護保険証、印鑑 受付窓口でご相談ください。	保険課 介護保険係	0153-62-2319
	福祉用具・緊急通報装置を借りていた方	返却・取り外し	印鑑	健康福祉課 社会福祉係	0153-62-2305
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	身体障害者手帳など	健康福祉課 社会福祉係	0153-62-2305
	重度心身障がい者の医療受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	受給者証、印鑑	保険課 保険年金係	0153-62-2187
税料金	上下水道の使用者名義が変わる方・新たに使用を開始する方	使用者名義変更、使用開始届	上下水道課 水道総務係 ☎ 0153-62-2284 下水道係 ☎ 0153-62-2344		
	税・料※などの口座を変更する方	口座振替の変更	預金通帳、通帳の届出印	税務課収納係	0153-62-2174
住宅	公営住宅を退去する方、入居する方・同居を希望する方	公営住宅の退去、入居・同居の手続き、相談	受付窓口でご相談ください。	建設課 住宅管理係	0153-62-2228

離婚届出後の戸籍の変動について

妻の戸籍について(夫の氏を称して結婚した場合)



子どもの戸籍について(夫の氏を称して結婚していた場合)

- 離婚届を提出し、母が親権を行っても、子どもはそのまま父の戸籍に残ります。
- 母の戸籍に子どもが入るためには、**家庭裁判所で「子の氏の変更の許可」**をもらい、役場へ**「子の入籍届」**の届け出が必要です。
 ※母と子が同じ氏でも必要です。
 ※入籍する子が15歳以上の場合は、子が届出人になり署名が必要です。